

枢密院と王位継承

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

教授 玉田 芳史

はじめに

2016年10月13日、9世王プーミポンアドゥンヤデートが崩御し、息子のワチラーロンコーン皇太子が跡を継いで10世王となった。君主の交代によって、タイの政治が、もしくは政治と君主制の関係が、変化するのかもしれないのが大いに注目されるところとなっている。10世王が君主として執務を始めたのは12月1日のことでありまだ日が浅いので、行方を占うことは容易ではない。

そうした中、10世王が、9世王とは異なる独自色をすでに示し始めているように思われることがいくつかある。特に重要と思われるのは枢密院の人事である。現在のところ、枢密院は19名のメンバーで構成されることになっている。たとえばイギリスのように君主が首相の助言に基づいて各界から選ぶのではなく、タイでは人事権は国王のみに帰属している。君主が交代すれば、枢密顧問官は入れ替えとなる。再任するかどうかは、新君主の自由である。結論めいたことを予め述べるならば、9世王の枢密院は時期によって陣容に変化があり、治世末期の21世紀に入ってからには裁判所と軍隊の最高首脳経験者が増えた。これは2006年に本格化する権力闘争と関連していると想像される。他方、10世王の枢密院は軍隊の実力者が非常に多い。主導権が新国王と軍隊のいずれにあるのかは明らかではないものの、両者が密接な関係にあることを物語っている。

枢密院の人事に加えて、10世王即位後に観察された興味深い出来事にも言及したい。仏教サンガ統治法の改正、憲法草案の修正、そして不敬罪の摘発である。そこから今後を占う材料を提供したい。

1 枢密院

1.1 枢密院とは何か

枢密院は君主の諮問機関である。日本でも明治半ばから大日本帝国憲法が廃止されるまで設置されていた。タイで枢密院が設置されるのは5世王時代の1874年である。7世王時代には新たに最高顧問会議が設置されるものの、枢密院も存続した。最高顧問会議や枢密院は1932年立憲革命で廃止され、47年クーデタ以後に復活した。まず最高顧問が任命され、49年憲法ではそれに代えて枢密院が設置され、その後の憲法に踏襲されてきた。これらは32年以前と、名称が同じでも、実体は別物である。

現行憲法（2014年暫定憲法）は、君主制については07年憲法を適用することになっている。枢密顧問官は、14条で、公務との兼任や政治関与を禁止されている。枢密院の職務のうち摂政に関わる部分として、12条で、摂政をおくべきであるにもかかわらず、国王が任命していない場合には、枢密院が摂政を選び国会の承認を得る。また、20条によると、摂政が任命されていない場合は、もしくは摂政が職務を遂行できない場合は、枢密院議長が暫定的に摂政の職務を代行する。それを受けて、枢密院は枢密顧問官から枢密院議長代行を選出する。9世王崩御時に議長のプレームが摂政になり、顧問官の1人ターニンが議長代行になったことは記憶に新しい。この規定は2017年1月に憲法草案修正の論点になる。

枢密院の人事権のほかに、王室典範の改正も、国王の専権となっている。22条によると、枢密院は王室典範の改正案を起草する。国王の裁可を得たら、枢密院議長は国会議長に通知する。国会議長は国会に通知するとともに改正勅命に副署する。また23条によると、王位が空位になり、国王が王位継承者を指名していなかった場合、枢密院は王位継承者名を内閣に伝え、内閣は国会の承認を求める。

1.2 9世王の枢密院

1.2.1 顔ぶれ

枢密院は1949年に5名で発足した。49年憲法の規定では、定員は議長を含めて9名以内であった。74年憲法で15名、91年憲法で19名へ増えた。これは現行の定員である。

9世王（1927-2016）は70年間の治世に52名の枢密顧問官を任命した。少し長くなるが、その氏名を確認しておこう。国王との年齢関係をつかみやすくするため生没年、ならびに任命理由と推測される主な経歴も記すことにする（表参照）。

最初に1949年6月18日任命されたのは、No.1 ターニーニワット・ソーナクン親王（1885-1974、文部大臣）、No.2 アロンコット・スックサワット親王（1880-1952、国防副大臣）、No.3 プラヤー・マーナワラーチャセーウィー（1890-1984、検察局長）、No.4 アドゥン・アドゥンデーチャラット（1894-1969、警察局長と陸軍総司令官）の4名であった。50年にNo.5 チャイナート親王（1885-1951、摂政）が追加された。

1952年4月8日に枢密顧問官の任命が行われた。No.5は死亡しており、No.4は再任されなかった。No.1、2、3の3名は再任された。新たに任命されたのは、No.6 ナッカットモンコン・キティヤーコーン親王（1907-1953、シリキット王妃の父）、No.7 ウィワッタナチャイ親王（1899-1960、中央銀行総裁）、No.8 チャオプラヤー・シータムマーティベート（1885-1976、最高裁長官から大臣、No.3の兄）、No.9 プラヤー・シーウィサーンワーチャー（1886-1968、事務次官から大臣）であった。その後53年から58年にかけてNo.10 M.L. デート・サニットウォン（1898-1975、局長から大臣）、

表 9 世王の枢密顧問官の経歴内訳

名前	番号	主な略歴	王族	側近	実務	判事	軍人
ターニーニワット親王	No.1	文部大臣	◎	○	○		
アロンコット親王	No.2	国防副大臣	◎		○		○
ブラヤー・マーナワラーチャセーウィー	No.3	検察局長				◎	
アドゥン・アドゥンデーチャラット大将	No.4	警察局長、陸軍総司令官			○		◎
チャイナート親王	No.5	摂政	◎	○			
ナッカットモンコン親王	No.6	シリキット王妃の父	◎		○		
ウィワッタナチャイ親王	No.7	中央銀行総裁	◎		○		
チャオブラヤー・シータムマーティベート	No.8	最高裁長官から大臣				◎	
ブラヤー・シーウィサーンワーチャー	No.9	事務次官から大臣			◎		
M.L.デート・サニットウォン	No.10	局長から大臣	○		◎		
ルワン・セーナーナロン大将	No.11	陸軍副総司令官					◎
ブラヤー・ポーリラックウェーチャカーン	No.12	公衆衛生大臣			◎		
シーセーナー・ソムバットシリ	No.13	事務次官から大臣			◎		
ルワン・カムパナートセーナーコーン大将	No.14	管区総督から内務副大臣			◎		○
ルワン・スラナロン大将	No.15	国王警護長		◎			○
M.R.W.チャールムラブ・タウィーウォン少将	No.16	国王財産事務所長	○	◎			○
サンヤー・タムマサック	No.17	最高裁長官				◎	
M.C.ウォンサーヌワット・テーワクン	No.18	事務次官から国王官房長官	○	◎	◎		
ブラコーブ・フタシン	No.19	最高裁長官から大臣				◎	
アッタシット・シットティスントーン警察大将	No.20	局長から大臣			◎		○
チンダー・ブンヤアーコム	No.21	最高裁長官				◎	
チャクラバンベンシリ親王	No.22	局長から大臣	◎		○		
キッティ・シーハノン	No.23	最高裁長官				◎	
チャールンパン・イッサラーンクーン	No.24	外務大臣			◎		
M.L.テラユ・ノッパウォン	No.25	大学教員		◎			
サムラーン・ペータヤクン大将	No.26	陸軍総司令官補佐、ナワボン創設者					◎
チャオ・ナシーシラワン	No.27	国営企業幹部から大臣			◎		
ターニン・クワイウィチエン	No.28	最高裁判事から首相				◎	
カン・イッサラセーナー	No.29	宮内長官		◎			
チッティ・ティンサパット	No.30	最高裁長官				◎	
M.L.アッサニー・ブラーモート海軍大将	No.31	王室財産事務所		◎			○
カムトン・シントワーノン空軍大将	No.32	発電公社総裁			◎		○
ブレード・ティンスラーノン大将	No.33	陸軍総司令官から首相					◎
シッティ・サウエートシラー空軍大将	No.34	局長から大臣			◎		○
チュラノッパ・サニットウォン・ナ・アユッタヤー	No.35	事務次官	○		◎		
M.R.W.アドゥンラキット・キティヤーコーン	No.36	王妃の兄、最高裁判事	◎			○	
ピット・クンラフニット大将	No.37	陸軍総司令官補佐					◎
アムボン・セーナーナロン	No.38	局長から副大臣、No.11の息子			◎		
チャムラット・ケーマチャール	No.39	最高裁長官				◎	
M.L.タウィーサン・ラダーワン	No.40	国王官房長官		◎			
M.R.W.テーブカモン・テーワクン	No.41	次官から大臣、No.18の息子	○		◎		
サクダー・モーカマツカクン	No.42	最高裁長官				◎	
カセーム・ワッタナチャイ	No.43	事務次官から副大臣			◎		
バラーコーン・スワンナラット	No.44	内務官僚			◎		
サワット・ワッタナーヤーコーン	No.45	灌漑局長			◎		
スラユット・チュラーノン大将	No.46	陸軍総司令官					◎
チュムボン・パッチュサーノン海軍大将	No.47	海軍総司令官					◎
サンティ・タックラーン	No.48	最高裁長官				◎	
アッタニティ・ディッサタムナート	No.49	最高裁長官				◎	
スッパチャイ・ブーガーム	No.50	最高裁長官				◎	
チャーンチャイ・リキットテッタ	No.51	最高裁長官から大臣				◎	
チャリット・ブッカバーズック空軍大将	No.52	空軍総司令官					◎

No.11 ルワン・セーナーナロン (1894-1955、陸軍副総司令官)、No.12 プラヤー・ポーリラックウェーチャカーン (1892-1968、公衆衛生大臣)、No.13 シーセーナー・ソムバットシリ (1897-1982、事務次官から大臣) が任命された。

1959年1月28日に公布施行された暫定憲法のもとで71年までに新たに任命されるのは、No.14 ルワン・カムパナートセーンヤーコーン (1899-1975、管区総督から内務副大臣)、No.15 ルワン・スラナロン (1899-1986、国王警護長)、No.16 M.R.W. チャルムラープ・タウィーウォン (1901-1970、国王財産事務所長)、No.17 サンヤー・タムマサック (1907-2002、最高裁長官)、No.18 M.C. ウォンサーヌワット・テーワクン (1904-1991、事務次官から国王官房長官) である。

1974年憲法の増員で、続投のNo.13、15、17、18の4名のほかに、75年3月26日にNo.19 プラコープ・フタシン (1912-1994、最高裁長官から大臣)、No.20 アッタシット・シッティスントーン (1902-1998、局長から大臣)、No.21 チンダー・ブンヤアーコム (1914-1987、最高裁長官)、No.22 M.C. チャクラパンペンシリ・チャクラパン (1909-1993、局長から大臣)、No.23 キッティ・シーハノン (1910-1984、最高裁長官)、No.24 チャルーンパン・イッサラーンクーン (1912-1991、外務大臣)、No.25 M.L. チャーユ・ノッパウォン (1912-2003、大学教員) が任命された。同年には議長がNo.17へ交代し、12月に新たにNo.26 サムラーン・ペータヤクン (1912-1986、ナワポンの創設者)、No.27 チャオ・ナシーンラワン (1928-、国営企業幹部から大臣) の2名が任命された。

1977年にはNo.28 ターニン・クライウィチアン (1927-、最高裁判事から首相)、79年にはNo.29 カン・イッサラセーナー (1913-1996、宮内長官)、84年にはNo.30 チッティ・ティンサパット (1908-1995、最高裁長官)、No.31 M.L. アッサニー・プレーモート (1934-、王室財産事務所)、87年にはNo.32 カムトン・シンタワーン (1926-、発電公社総裁)、88年にはNo.33 プレーム・ティンスラーノン (1920-、陸軍総司令官から首相)、91年にはNo.34 シッティ・サウエートシラー (1919-2015、局長から大臣) が任命された。

1991年憲法は、枢密院の人数を19名へ増やした。91年にはNo.35 チュンラノップ・サニットウォン (1929-2006、事務次官)、92年にはNo.36 M.R.W. アドゥンキット・キティヤーコーン (1930-2004、シリキット王妃の兄、最高裁判事)。93年にはNo.37 ピチット・クンラワニット (1932-、陸軍総司令官補佐)、94年にはNo.38 アムボン・セーナーナロン (1931-、局長から副大臣、No.11の息子)、No.39 チャムラット・ケーマチャール (1929-2015、最高裁長官)、95年にはNo.40 M.L. タウィーサン・ラダーワン (1923-2006、国王官房長官)、97年にはNo.41 M.R.W. テープカモン・テーワクン (1936-、次官から大臣、No.18の息子) が任命された。

1998年9月4日に枢密院議長がサンヤーからプレームへ交代した。99年にはNo.42

サクダー・モーカマツカクン (1937-2007、最高裁長官)、01年にはNo.43 カセーム・ワッタナチャイ (1941-、事務次官から副大臣)、No.44 パラーコーン・スワンナラット (1948-、内務官僚)、02年にはNo.45 サワット・ワッタナーヤーコーン (1934-2012、灌漑局長)、03年にはNo.46 スラユット・チュラーノン (1943-、陸軍総司令官)、05年にはNo.47 チュムポン・パッチュサーノン (1944-、海軍総司令官)、No.48 サンティ・タックラーン (1942-2011、最高裁長官)、07年にはNo.49 アッタニティ・ディッサタムナート (1944-、最高裁長官)、08年にはNo.50 スッパチャイ・プーガーム (1945-、最高裁長官)、No.51 チャーンチャイ・リキットチッタ (1946-、最高裁長官から大臣)、11年にはNo.52 チャリット・プッカパーヌック (1948-、空軍総司令官) が任命された。

1.2.2 枢密院議長

初代の議長は4世王の孫のNo.1 ターニーニワット親王である。イギリスに留学し、オックスフォード大学で東洋学の学士号を取得して帰国した。1910年国王官房に移り、22年親王に昇格。27年4月1日に文部大臣。49年6月に枢密院議長、その後中断期を挟みながら、亡くなる74年まで議長を務めた。

2番目は、5世王の子のNo.5 チャイナート親王である。ドイツに留学し、1913年に帰国。15年4月に医学校校長、17年4月に大学局初代局長、18年に公衆衛生局初代局長。32年立憲革命後、人民党政権への反乱容疑で逮捕投獄された。44年に恩赦を与えられ、47年摂政団長、50年枢密院議長。

3番目は、4世王の孫のNo.2 アロンコット親王である。陸軍士官学校に学ぶ。1930年に親王に格上げ。陸軍参謀長を経て、31年国防副大臣に就任。翌年退役し、47年以後表舞台へ復帰。51年に数ヶ月間枢密院議長を務めた。

4人目はソクラー国主一族出身のNo.8 チャオプラヤー・シータムマーティベートである。法曹資格取得後、イギリスに留学し法廷弁護士資格を取得。1927年最高裁長官、28年法務大臣になる。32年立憲革命後も大臣を歴任し、47年クーデタ後には上院議長となり、49年憲法の起草委員長を務めた。52年に枢密顧問官に任命され、63年に短期間ながら枢密院議長を務めた。

5人目のNo.10 デートは、5世王時代に陸軍参謀長や農務大臣を務めた高官の息子である。ドイツ留学から戻って農業省に入り局長になった。その後大臣を歴任し、中央銀行総裁も務めた。53年に枢密顧問官となり、75年に枢密院議長になるものの、半年ほどで死亡した。

6人目のNo.17 サンヤーは、法曹資格を取得した後、官費でイギリスに留学し1932年に法廷弁護士資格を取得。63年から67年にかけて最高裁長官を務め、退職翌年の68年に枢密顧問官になった。73年10月14日政変後、首相に任命され、いったん枢

密院を辞した。その後75年に首相を退任すると、枢密院に復帰した。議長のNo.10が死亡したため、同年12月5日に後任の議長に任命され、98年9月4日まで議長を務めた。

7人目はNo.33 プレームである。陸軍総司令官在任中の1980年に首相になり、88年に政界を退いた後、枢密顧問官に任命された。

No.1、No.17、No.33の3名は在任期間が抜きんでて長く、顧問官選出に影響を与えたように思われる。No.1の時代はいずれも国王よりも年長者であり、王族や実務家が多い。No.17の時期には国王と同世代のものが増える。75年の新規任命者9名中5名がサンヤー政権の閣僚だったこと、これ以後判事が増加することが特徴である。No.33の時期には、プレームが首相を8年半務めたことと関連して、実務家、軍人、判事が増える。

1.2.3 分類

枢密顧問官は、側近(王族ならびに近臣)、軍人、判事、実務家(軍人と判事を除く)に分類しうるように思われる。実務家は、局長や事務次官などの実務要職経験者を想定している。タイの官庁では民間人や軍人が天下り式に局長に就任することが殆どないので、局長は能力や実績でヒエラルキーを上った能吏と見なしうる。ここではそれ以外の人びとを中心に眺めたい(図参照)。

側近の代表は王族である。国王の息子は親王、孫はモームチャオ M.C.、曾孫はモムラーチャウオン M.R.W.、玄孫はモムルワン M.L.という称号がある。法律上は M.C.までが王族である。6、7、8世王には男子がなく、9世王も男子が1人だけである。親王の数が減り、親王への格上げの一因となった。9世王から見て親族は、祖父5世王、あるいは曾祖父4世王の系譜につらなる人たちであろう。そこには5世王の子孫であるシリキット王妃の一族も含まれる。

52名の中には、親王が6名いる。No.1、2、5、6、7、22である。生来の親王はNo.5だけである。9世王の祖母が育ての親になっており、9世王とは非常に近い関係にあった。ほかの5名は生後に親王へ格上げされた。No.1、No.2、No.6は4世王の孫、No.7は5世王の孫、No.22は4世王の曾孫である。実力が問われるようになった1932年以後に重要な官職に就いたのは、No.6、7、22である。No.6は駐英大使ながら、9世王の義父という点が決定的に重要であろう。No.7は40年代に中央銀行総裁を務めた。No.22は実父が8世王の摂政であり、本人は農業省の局長、農業大学学長を務めた。実績も重要なが、ここでは親王という血筋がもっとも重要だったと考えておきたい。

の1963年に国王官房長官、退任後の71年に枢密顧問官となった。要職歴任は王族であることに起因するかも知れない。しかし顧問官任命の決め手は国王官房長官であろう。それゆえ、近臣の1人と見なしておく。

同様な国王側近は、No.15、16、25、29、31、40である。No.15は国王警護隊長である。No.16は国王財産事務所長である。No.25は言語学者であり、シリントーン王女に語学を教えた恩師である。No.29は宮内長官、No.31は国王私財管理者、No.40は国王官房長官である。

軍人については、軍隊や警察の将官の階級を持つものが15名いる。軍隊の最高実力者は総司令官である。総司令官の経験者は陸3、海1、空1の5名にとどまる。うち3名は2003年以後の任命である。それ以前にはNo.5とNo.33の2名にすぎず、軍功や軍歴よりも政治的貢献が重要と思われる。No.5は人民党幹部で警察局長になり、第二次世界大戦直後の陸軍総司令官在任中に起きた君主制復権を目指す47年クーデタに抵抗しなかった。No.33は陸軍総司令官在任中に首相に就任し、君主の権威強化に寄与した。彼ら以外の大將は、No.14とNo.20は内務官僚、No.15国王警護部隊長、No.31国王私財管理者、No.32発電公社総裁、No.34安全保障会議事務局長といったように、軍隊の要職とは関係のないものが多い。軍隊で退職を迎えたNo.11は陸軍副総司令官や国防次官、No.37は陸軍総司令官補佐や国軍副最高司令官にとどまり、軍隊の頂点には到達しなかった。No.26は、陸軍総司令官補佐在任中の74年に「9世王の力」を意味する右翼組織ナワポンの会員番号1番になっている。陸軍での実績よりも近臣としての貢献が評価されているといえよう。

判事はかなり多い。9世王即位以後2016年までに最高裁長官経験者は34名いる。うち9名が枢密顧問官に任命されている。最初はNo.17のサンヤーである。彼はその後首相に任命され、首相を退任するとじきに枢密院議長になった。判事が次々と枢密顧問官に任命されるようになるのはその後のことである。とりわけ2001年から06年にかけて長官を務めた4名は全員が枢密顧問官に任命された。最高裁判事は長官以外にも顧問官が3名いる。9世王治世の陸軍総司令官27名のうち枢密顧問官は3名にすぎない。9/34と3/27を比べると、差は歴然としている。

もうひとつ注目すべきは、2001年以後に任命された10名のうち少なくとも5名はタクシンと対立していたことである。また、05年から始まるタクシン派との権力闘争を反映するかのようには、03年以後の顧問官は最高裁長官4名、軍総司令官3名となっている。

1.3 10世王の枢密院

10世王は2016年12月1日に執務を始めると、翌日にまずプルーム枢密院議長の続投を決めた。続いて、12月6日に10名の顧問官を任命した。9世王時代からの続

投は、No.33 プレームのほかに、No.43、44、46、49、50、51、52 の7名である。1920年生まれのNo.33を除くと、41年生まれのNo.43が最年長であり、比較的若い人びとが残ったといえる。新たな任命はティーラチャイ、ダーボン、パイブーンの陸軍幹部3名である。

12月12日には2名を追加した。ウィラット(1952-)は、2005年に最高裁事務長、09年に司法裁判所事務局長、その後最高裁副長官となっており、裁判所による政治への関与が強まった2006年以後の時期に最高裁の中枢にいた。次に、チャランターダー(1946-)は財界と官界に人材を輩出してきたカンナスート一族の出身であり、父親は彼と同じく漁業局長、農業事務次官を務めた。母親は5世王の曾孫である。12月23日にカムパナートが任命された。これによって、顧問官は14名となった。ただし、再任されたばかりのチャーンチャイが、2017年1月18日に亡くなったので、1月31日では現員は13名となった。

新規任命6名中4名は退役して間もない陸軍大将である。その中で唯一の陸軍総司令官経験者は陸士25期生のティーラチャイ(1955-)である。彼は06年クーデタ以後陸軍中枢を支配してきた第2歩兵師団の出身である。彼は同師団内部では主流派の第21歩兵連隊出身ではないせいもあって、師団長の経験がなく、目立たないポストを歴任した後、2011年以後陸軍参謀長補佐、陸軍副参謀長、第1管区司令官、陸軍総司令官補佐を経て、15年に陸軍総司令官となった。

伝統的に総司令官を輩出してきた首都の第1師団は、第2歩兵師団台頭のあおりを受けて、2002年以後総司令官を出せなくなっている。ティーラチャイ以外の3名は、総司令官になった可能性が高い第1師団の出世頭である。1人目のダーボン(1953-)は陸士23期生であり、第11歩兵連隊長を経て第1師団長、陸軍参謀長になった。プラユットと同期であったため、第1管区司令官になれず、総司令官にもなれなかった。2人目のパイブーン(1955-)は陸士26期生である。第1歩兵連隊長と第11歩兵連隊長を経て第1師団長、第1管区司令官、総司令官補佐を経て、陸軍から弾き出されて国軍副最高司令官で退役を迎えた。彼ら2名はプラユット政権に入閣しており、顧問官任命に伴って閣外に去った。政権には戸惑いが見受けられたので、唐突な任命であったと思われる。3人目のカムパナート(1956-)は陸士27期生である。第31歩兵連隊長の後、第1師団長、陸軍参謀長補佐、第1管区司令官を経て、15年総司令官補佐となり、翌年退役を迎えた。

14名の陣容は軍人7名(首相経験者2名を含む)、判事4名、行政官3名となっており、9世王時代に比べて、軍人の割合が著しく増えている。軍人は、総司令官経験者が陸3名、空1名であり、残る3名は第1師団出身者である。いずれも軍隊での実績が評価される将校である。軍人の増加、しかも実力者の増加は、新国王が従来よりも軍隊に依存する可能性を示唆していよう。

第1師団重視が、日の出の勢いの第2歩兵師団への牽制なのか、第1師団の慰撫と忠誠心確保なのかは分からない。少なくとも、第2歩兵師団のみに依存することを避けるという10世王の意思表示であることは確かであろう。第1師団が首都の防衛を担い、君主制を守る近衛師団であることを想起すれば、自然な人事といえるかも知れない。

2017年1月に南部地方は深刻な洪水に見舞われた。国王は、5名の枢密顧問官に、内務省と協力して対応するように命じた。その5名は、ティーラチャイ、ダーボン、パイブーン、カムパナートの陸軍軍人4名と、内務官僚として南部で勤務経験のあるパラコーンであった。これは、10世王が退役将校4名に実働・実務の能力を期待していることを示唆していよう。

2 新展開

2.1 サンガ統治法

国会は、2016年12月29日に、仏教サンガ統治法の改正案を可決した。タイの仏教は、伝統的なマハー派と、19世紀に4世王が即位前の僧籍時代に興したタムマユット派の2派から構成される。仏教サンガの頂点にはサンガ僧王がおり、補佐役の上級長老（ソムデット位）の僧侶8名とともに上級長老会を構成する。この8名は上記2派から4名ずつ任命される。僧王はこれ以外に12名を超えない範囲で任命した僧侶によってサンガ長老会を構成する。1962年サンガ統治法では、僧王が空位になった場合には国王が任命することになっていた。しかし、92年2月の改正で、空位時には、首相が長老会の賛同を得て上級長老8名のうち序列一位の僧侶を推挙し、国王が任命することになった。

先代のサンガ僧王は、王室「菩提寺」住職であり、89年に就任し、13年10月に在職のまま死亡した。この間02年に倒れて入院し執務不能になったため、僧王代行が置かれ、政争の火種になった。代行はマハー派上級長老であった。代行が13年に亡くなると、それを待っていたように僧王は2カ月後に延命治療を止めて亡くなった。次に別のマハー派上級長老が僧王代行に任命され、長老会は16年1月に同師を僧王に推挙した。しかし、プラユット首相は、国王への上奏を拒んだ。軍事政権はさらに、同師と関係が近いとされるタムマカーイ寺の不正摘発を急ピッチで進めてきた。

サンガ法改正案は、国王が任命する方式へ戻そうとするものであった。タイを代表する仏教研究者スラポットは、根底にあるのは仏教と政治の対立であると指摘している。そこでの政治は君主制である。改正案は、マハー派の僧侶が強く反対していたにもかかわらず、わずか1日で上程・審議・採決を終えた。これは国王の権限を強化する改正であり、国王の意向を無視した改正とは考えにくい。

2.2 不敬罪と言論統制

2006年クーデタ以後、コンピュータ犯罪法が公布施行されて、インターネット上での情報への検閲が強化された。摘発事例の大半は刑法112条に定められる不敬罪である。14年クーデタ後には、多くの不敬罪事件が軍事裁判所で裁かれるようになった。軍事政権はGoogle、Facebook、LINEなどに協力を要請する一方、16年12月にはコンピュータ犯罪法の新法を可決させた。新法はインターネット通信の窓口を一つに統一するシングル・ゲートウェイ構想の実現を目指しているのではないかと疑われており、マス・メディアやネット市民から激しい反対を招いたにもかかわらず、可決成立した。さらに、ジャーナリストを登録制にする構想を発表して、マス・メディアから猛反発を招いている。

反対を意に介さずネットへの検閲・監視を強化する目的は、ひとえに君主制批判の摘発である。2016年12月の新国王即位早々、英国BBCによる新国王の経歴紹介情報を転送した若者が不敬罪で逮捕された。この摘発は、規制の強化を予感させている。

2.3 憲法改正

2016年8月7日の国民投票で可決された憲法草案はまだ公布施行されていない。16年11月8日に首相が署名して上奏した。国王からの回答期限は90日後の2月6日であった。たとえば、1997年憲法の場合には、97年9月27日に国会で憲法草案が可決され、2週間後の10月11日には国王の署名を得て公布施行された。07年憲法の場合には、07年8月19日に国民投票を実施し、1週間後の8月24日には公布施行された。先例にならえば、11月中には裁可を得られるはずであった。

ところが、国王は2017年1月9日に憲法草案を修正して欲しいという要望を枢密顧問官を通じて内閣に伝えた。修正には憲法の起草手続きを定める2014年暫定憲法を改正する必要があるため、国会は1月13日に改正案を審議可決した。15日には国王が2014年暫定憲法第4回改正案を裁可した。これを受けて、首相は憲法草案の取り下げを奏上した。国王は1月20日に憲法草案を差し戻した。それを受けて、憲法起草委員会が憲法草案の修正作業に着手した。1カ月以内つまり2月19日まで修正を終えなければならない。国王は、修正された憲法草案を裁可するかどうかを、上奏から90日以内に決定する。裁可を得られなければ、2014年暫定憲法下において3度目の憲法起草が始まることになる。

国王からの要望は、枢密院議長が摂政になるというルールの見直しであった。1月13日の修正は次の通りである。

第3条 第2条を次のように加筆修正する。

国王が国内に不在の時、何らかの事情で君主の公務を遂行できない場合、国王は摂政を任命しても任命しなくてもよい。国会議長を任命の勅命の副署人とする。

これは、国王がたとえばドイツへ渡航した場合に枢密院議長が自動的に摂政に就任することになる現行規定を削除することを意味している。摂政の任命が不可欠でなくなれば、国王にとっては渡航が容易になる。

この修正は、憲法草案の公布施行後にはできないであろうか。ミーチャイ委員会が起草した憲法草案は、総選挙後の改正を阻止するために、改正には上院議員の3分の1以上の賛同、そして下院各党の2割以上の議員の賛同を得る必要があるという高い関門を設けている。しかも、君主制に関する憲法条文を改正するには、国会での可決後に国民投票が必要とされている。法務担当副首相はこの煩雑さを回避するために、国王の意向通り事前に修正すると説明した。しかし、公布施行後に改正できないわけではない。しかも、国民投票で可決済みの憲法草案を、公布施行前に改正するというのは民意の軽視・否定である。後日に改正して国民投票にかけてこそ、民意を尊重したことになる。民意軽視に加えて、総選挙の実施日程が遅れることはあっても、早まることはない。プラユット首相が2016年9月にニューヨークの国連総会で明言した2017年末の実施は極めて困難であろう。

憲法草案の修正は、君主制に関わる箇所のみと説明されている。それが摂政に関する部分だけなのか、それ以外にも及ぶのかは明確ではない。

おわりに

軍事政権は政治活動の厳禁によって、秩序の回復を演出してきた。国政選挙だけではなく、地方選挙もすべて停止中である。対立や紛争の火種を消したわけではなく、弾圧しているだけである。軍隊は、民意を反映しない政権の長期化を正当化する口実として、君主の交代を用いている。君主制は、軍事政権長期化のために利用されているのであろうか。それとも、君主制は、円滑な王位継承のために、あるいは王権の強化のために、軍事政権を必要としているのであろうか。2016年10月に9世王崩御時にすぐに執務を始めることを拒み、12月に現職閣僚2名を枢密顧問官に引きぬき、17年1月には憲法草案の修正を要望して、政権を困惑させた。また、16年12月のサンガ統治法改正に異を唱えず、17年1月には9世王の一男三女への相続税課税を免除する財務省規則が公布された。こうしたことは後者の可能性を示唆しているように思われる。この点の見極めにはもう少し時間が必要であろう。

庶民は、君主制護持のために参政権が制限される状況がいつまでも続くことを忍従しないであろう。そのときには、不満の矛先が軍隊よりも君主制に向けられる可能性が皆無ではない。そうなると、軍事政権は君主制の護持者ではなく、破壊者となる。しかし、国民を敵視し弾圧する軍事政権が君主制の護持に不可欠とすれば、君主制の将来には暗雲が立ちこめる。君主制は軍事政権との関係を断ち切れるのか。これがもっとも注視すべき点であろう。